

遠軽町森林整備計画

自 平成31年 4月 1日
計画期間
至 平成41年 3月31日

北海道 遠軽町

目 次

I 造林、伐採、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1 森林整備の現状と課題	
2 森林整備の基本方針	
3 森林施業の合理化に関する基本方針	
II 森林の整備に関する事項	4
第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	
1 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	
2 樹種別の立木の標準伐期齢	
3 その他必要な事項	
第2 造林に関する事項	7
1 人工造林に関する事項	
2 天然更新に関する事項	
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令	
5 その他必要な事項	
第3 間伐を実施すべき標準的な林齡、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	10
1 間伐を実施すべき標準的な林齡及び間伐の標準的な方法	
2 保育の種類別の標準的な方法	
3 その他必要な事項	
第4 公益的機能別施業森林の整備に関する事項	12
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法	
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	
第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	13
1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	
2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	
3 森林経営管理制度の活用に関する事項	
4 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	
5 その他必要な事項	
第6 森林施業の共同化の促進に関する事項	14
1 森林施業の共同化の促進に関する方針	
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	
第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	15
1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	
2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	
3 作業路網の整備に関する事項	
4 その他必要な事項	
第8 その他必要な事項	16
1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	

- 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
- 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

III 森林の保護に関する事項	18
第1 鳥獣害の防止に関する事項	
1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	
2 その他必要な事項	
第2 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	19
1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法	
2 鳥獣被害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	
3 林野火災の予防の方法	
4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	
5 その他必要な事項	
IV 森林の保健機能の増進に関する事項	20
1 保健機能森林の区域	
2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	
3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	
4 その他必要な事項	
V その他森林の整備のために必要な事項	21
1 森林経営計画の作成に関する事項	
2 生活環境の整備に関する事項	
3 森林整備を通じた地域振興に関する事項	
4 森林の総合利用の推進に関する事項	
5 住民参加による森林の整備に関する事項	
6 その他必要な事項	

I 造林、伐採、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

遠軽町は、平成17年10月1日に、それまでの生田原町、遠軽町、丸瀬布町及び白滝村の4町村が合併し、新たな「遠軽町」として誕生した町である。

本町の総面積は133,245haであり、そのうち森林面積は117,100haで、町総面積の88%を占めている。所有形態別では、国有林が98,638haで町総面積の74%、町森林面積の84%を占めている。一方、民有林面積は18,472haで、町総面積の14%、町森林面積の16%となっている。

本町の民有林は、本町の森林の大半を占める国有林に囲まれるようななかたちで、市街地や農地の近辺に所在している。民有林のうち人工林面積は10,818haで、人工林率は58%となっている。人工林の樹種は、トドマツ、カラマツ（グイマツとの交雜種を含む。）がほぼ同面積で、この2種で人工林全体の78%を占めている。天然林については、広葉樹林改良等により育成複層林整備が進められている。

人工林の齢級構成に偏りが見られるため、資源の保続の観点から計画的に更新を図り資源構成の平準化を図る必要がある。特に近年は、カラマツ資源が伐期を迎え、需要が高まっており、主伐量が増加する傾向にあるため、人工造林の実施等による更新の確保が重要となっている。また、人工林のうち若齡林については、下刈等の保育作業及び除間伐の実施が必要となっている。

なお、平成28年3月に、北海道オホーツク総合振興局と北見木材株式会社及び遠軽町の3者により、アカエゾマツ人工林材の高付加価値化の推進、需要拡大と知名度向上を図るとともに、植樹祭・育樹祭などの木育活動を通じてオホーツクの木の文化を次世代に引き継ぐことを目的とした、「ピアナの森」の設置に関する協定が締結され、協働した取組が進められている。

2 森林整備の基本方針

(1) 森林整備の目標及び基本方針

森林の整備に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に發揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化や急速な少子高齢化と人口減少等の社会的情勢の変化も考慮しつつ、さらには放射性物質の影響等にも考慮し、適正な森林施業の面的な実施や森林の保全の確保により、健全な森林資源の維持造成を推進する。また、これらを踏まえて森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施やリモートセンシング及び森林G I Sの効果的な活用を図ることとする。

このため、地域の特性、森林資源の状況並びに森林に関する自然的条件及び社会的要請を総合的に勘案し、それぞれの森林が特に發揮することを期待されている機能に応じて森林の有する公益的機能の維持増進を図るべき森林としての公益的機能別施業森林と、木材の生産機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林（以下「木材等生産林」という。）の区域を設定するとともに、公益的機能別施業森林については、水源の涵養の機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林について「水源涵養林」、土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林について「山地災害防止林」、快適な環境の形成の機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林について「生活環境保全林」及び保健文化的機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林について「保健・文化機能等維持林」の区域（以下「森林の区域」という）を設定する。

さらに、「水源涵養林」においては、水道取水施設上流部に位置し、水資源の安定供給のために特に保全が求められる森林について「水資源保全ゾーン」、また、「保健・文化機能等維持林」においては、河川や湖沼周辺に位置し生物多様性保全の機能の発揮のために特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（木辺林タイプ）」及び貴重な森林生態系を維持し特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）」を、それぞれの区域の中で重ねて

設定できることとする。

この森林の区域に応じた望ましい森林の姿へ誘導するため、育成単層林における適確な更新保育及び間伐の積極的な推進、広葉樹林化・針葉混交林化を含め、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の計画的な整備、天然生林の的確な保全及び管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害や野生鳥獣被害等の防止対策の推進等により、発揮を期待する機能に応じた多様な森林の整備及び保全を図ることとする。

また、林道等の林内路網は、効率的な森林施業や森林の適正な管理経営に必要不可欠であり、農山村地域の振興にも資することから、計画的な路網整備を推進するものとする。

なお、森林の区域ごとの望ましい森林の姿並びに森林の整備及び保全の基本方針は次のとおりとする。

【公益的機能別施業森林】

ア 水源涵養林

(ア) 発揮を期待する機能

水源涵養機能

(イ) 望ましい森林の姿

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水をたくわえる隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。

(ウ) 森林の整備及び保全の基本方針

良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐等を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を行うとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る施業を推進する。

※ 水資源保全ゾーン

・ 望ましい森林の姿

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林で、多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。

・ 森林の整備及び保全の基本方針

良質な水の安定供給を特に確保する観点から、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散、植栽による機能の早期回復並びに濁水発生回避を図る施業を推進する。

イ 山地災害防止林

(ア) 発揮を期待する機能

山地災害防止機能／土壌保全機能

(イ) 望ましい森林の姿

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設等が整備されている森林。

(ウ) 森林の整備及び保全の基本方針

災害に強い地域環境を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の回避を促進する。

また、保安林の指定及びその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脈の固定等を図る必要がある場合には、谷止めや土留等の施設の設置を推進する。

ウ 生活環境保全林

(ア) 発揮を期待する機能

快適環境形成機能

(イ) 望ましい森林の姿

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対す

る抵抗性が高い森林。

(イ) 森林の整備及び保全の基本方針

地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風に重要な役割を果たしている森林等の保全を推進する。

エ 保健・文化機能等維持林

(ア) 発揮を期待する機能

保健・レクリエーション機能／文化機能／生物多様性保全機能

(イ) 望ましい森林の姿

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。

史跡、名勝や天然記念物などと一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林。

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林。

(ウ) 森林の整備及び保全の基本方針

保健・レクリエーション利用や文化活動、生物多様性の保全を進める観点から、森林の構成を維持して樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組み合わせに留意して、適切な保育・間伐等を行うとともに必要に応じ広葉樹の導入を図る施業を推進する。

また、保健・風致等の保存等のための保安林の適切な管理を推進するとともに、住民等にとって憩いと学びの場として期待される森林にあっては、自然条件や道民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。

なお、史跡、名勝や天然記念物などと一体となって潤いある自然景観や歴史的風致の創出を期待される森林にあっては、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。

※ 生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）

・ 望ましい森林の姿

日射遮断、隠れ場形成など野生生物の生育・生息に適した森林や周辺からの土砂・濁水等の流入制御等に寄与している森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。

・ 森林の整備及び保全の基本方針

水辺における生物多様性保全の観点から、森林の保全に配慮した施業を推進するとともに、濁水発生の回避を図る施業を推進する。

※ 生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）

・ 望ましい森林の姿

貴重な森林生態系を構成し、希少な野生生物の生育・生息に適した森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。

・ 森林の整備及び保全の基本方針

希少な野生生物の生育・生息地確保の観点から、原生的な森林の保全に配慮した施業を推進するとともに、野生生物のための回廊の確保にも配慮した生態系として重要な森林の適切な保全を推進する。

【公益的機能別施業森林以外の森林】

オ 木材等生産林

(ア) 発揮を期待する機能

木材等生産機能

(イ) 望ましい森林の姿

林木の生育に適した土壤を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。

(ウ) 森林の整備及び保全の基本方針

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた多様な樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植林による確実な更新を行うとともに、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。

(2) その他必要な事項

ア 山地災害防止機能をより高度に發揮させるため、急傾斜地や沢沿いの森林土壤が薄く表層崩壊が起こりやすい箇所については、根系の発達を促し、下層植生が発達した良好な森林を育成するため、適切な保育・間伐等の促進に努めることとする。また、長伐期施業や複層林施業による多様な森林への誘導や皆伐に伴う裸地面積の縮小及び分散を図るよう努める。

イ 公益的機能が重視される森林で風害の受けやすい地域においては、風害に強い多様な樹種・樹冠層により形成される森林へ誘導するため、人工造林や天然更新（地表処理等の更新補助作業を含む。）を適切に組み合わせ、樹種や林齡の異なる森林の構造を基本におき、植栽本数の低減や植栽時期の分散を図る。

ウ 種子の保存法（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律）に定める「国内希少野生動植物種」及び北海道生物の多様性の保全等に関する条例に定める「指定希少野生動植物種」並びに文化財保護法又は文化財保護条例で「天然記念物」及び「特別天然記念物」に指定されている野生生物の生息環境の保全を図るために、これらの生育・生息状況に配慮した森林施業を図るよう努めることとする。

エ 地域の人工林の保続を図りながら、資源の循環利用を進めるため、「北海道人工林資源管理方針」に基づき、人工林資源の適正な管理に取り組むこととする。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

小規模な森林所有形態や林業従事者の高齢化等の課題を克服し、低コストで効率的な森林整備を進めるとともに、安定的、効率的に木材を供給できる体制を整備するため、森林所有者、森林組合、町、国有林等の流域を単位とした関係者の合意形成を図りながら委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化、林業従事者の養成及び確保、道産木材の流通・加工体制の整備等について、計画的かつ総合的に推進する。

なお、森林施業の合理化に関する事項の推進に当たっては、地域の関係者が連携し、森林施業や林業経営の合理化・効率化・地域のエネルギー資源としての森林バイオマス利用の可能性等を含めた木材需給の動向と見通しなど、効率的な森林整備や安定的な木材供給を図るうえでの課題や目標等を明確にしつつ取り組む。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

(1) 主伐の種類

主伐は、更新を伴う伐採であり、その方法は皆伐又は択伐によることとする。

ア 皆伐

皆伐については、主伐のうち1の択伐以外のものとする。

皆伐に当たっては、気象、地形、地質、土壤等の自然的条件のほか車道等や集約からの距離といった社会的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一箇所當た

りの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置や景観への影響に配慮し、適確な更新を図ることとする。

また、一箇所当たりの伐採面積は、原則として20ヘクタールを超えないよう、伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散並びに伐採期間の長期化に努めることとする。

伐採の時期については、地域の森林の齡級構成等を踏まえ、森林の有する多面的機能の発揮との調和に配慮することとする。

イ 抜伐

抜伐は、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帶状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うこととし、原則として材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）とするよう努めることとする。

なお、抜伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適切な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持することとし、適切な伐採率によることとする。

(2) 公益的機能の確保等

主伐の実施に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間には少なくとも周辺森林の成木の樹高 程度の幅を確保することとする。また、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定するものとする。

(3) 更新の確保

伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な方法を定め、その方法を勘案して伐採を行う。特に伐採後の更新が天然更新により行われる場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、飛散状況等を配慮して行う。

なお、自然条件が劣悪なため、伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、抜伐等適確な更新の確保が図られるよう配慮することとする。

(4) 複層林施業の主伐

複層林施業において主伐を行う場合は、上層木の樹冠層を保残させることに特に留意し、自然条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととし、下層木の発芽や育成に配慮するために十分な光が当たるよう、適切な伐採率及び繰り返し期間により行う。

2 樹種別の立木の標準伐期齢

本町における立木の標準伐期齢は、次表の林齢を基礎として、標準的な自然条件及び社会的条件にある森林における平均成長量が最大となる林齢を基準とし、森林の有する多面的機能、平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定めたものです。

樹種	標準伐期齢
人工林	エゾマツ・アカエゾマツ
	トドマツ
	カラマツ（グイマツとの交配種を含む）
	その他針葉樹
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ（天然林を含む）
	ヤナギ（注1）
	その他広葉樹
天然林	主として天然下種更新によって生立する針葉樹
	主として天然下種更新によって生立する広葉樹
	主としてぼう芽によって生立する広葉樹（注2）

（注1） 敷料等の木質バイオマス利用の促進を図るために短伐期で主伐を繰り返すヤナギ林に限ることとし、保安林及び保安施設地区並びに公益的機能別施業森林は除く。

（注2） 「主としてぼう芽によって生立する広葉樹」とは、薪炭材、ほど木等の原木生産

を目的として、ぼう芽によって更新を図る広葉樹をいう。

なお、標準伐期齢は、地域の標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定められるものであり、定めた林齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではない。

また、保安林等における伐採規制等の指標に用いられる。

3 その他必要な事項

(1) 木材等生産林における留意事項

木材等生産林においては、持続的、安定的な木材等の生産を図るために、資源の保続に配慮し、齢級構成に留意しながら、施業の集団化や機械化を通じた効率的な伐採に努める。

(2) 長伐期施業における留意事項

適切な人工林資源の循環利用を維持するため、高齢級間伐等も取り入れた長伐期施業に取り組み、資源の平準化を図るよう努める。

なお、長伐期施業を実施する林分の選定に当たっては、地位が高く、間伐により適切に密度管理を行ってきた箇所や風雪害が少ない地域を選択するなど、長伐期施業の導入が可能な林分であるかを判断しながら進める。

(3) 保護樹帯の設置

林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、渓流周辺や尾根筋等、森林における生物多様性の保全などのために必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置する。

(4) 伐採を抑制すべき森林

次の地域は、林地崩壊、生態系のかく乱などにつながるおそれがあり、また、伐採後の更新が困難となることから、皆伐を行わないよう努めることとする。

ア 確実な健全な更新が困難な湿地・風衝地・岩石地等

イ 土砂の流出や崩壊が発生するおそれがある急傾斜地・石礫地・沢沿い等

ウ 野生生物の生育・生息の場の提供、水質浄化、土砂や濁水の流入制御等の機能を持つ河川や湖沼周辺の水辺林等

(5) 立木の損傷の予防

伐採作業等に伴う立木への損傷は、将来的に腐朽菌被害の発生につながるおそれが高いことから、伐採等に当たっては、必要に応じて保護板（あて木）を設置するほか、機械の林内走行の範囲を森林作業道・集材路に限定するなどにより、伐採しない立木ができる限り損傷しない作業に努める。

(6) 濁水の防止等

伐採等の実施に当たっては、降雨等による土砂や汚濁水の流出防止に努めるとともに、伐採作業の途中であっても大雨が予想される場合等は、必要に応じて集材路等に排水路を作設するなど、浸食防止に努める。なお、水道取水施設の上流で造材を行う場合等で、降雨等により河川の汚濁が懸念される場合は、伐採・搬出を土壤が凍結する冬季間に行うなど時期や方法に配慮することとする。

また、特に河川周辺で造材を行う場合は、増水時に枝条や残材等が流出して流木被害の一要因とならないよう、十分に留意する。

(7) 高性能林業機械の使用

高性能林業機械を積極的に導入し、効率的な作業を目指すとともに、労働安全の確保に努める。

(8) 景観等の保全

特色ある森林景観や野生生物の生育・生息環境の保全に配慮した伐採を行うよう努める。

特に、ケマゲラ、シマフクロウ及びクマタカの希少鳥類等について、営巣木が確認された場合、その営巣木の位置や営巣期間等に配慮し、伐採の内容や伐採の期間の調整を行うこととする。

第2 造林に関する事項

I の2の森林整備の基本的な事項を踏まえ、適切な森林整備方法により、造林するものとする。

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととする。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は次のとおりとする。

ア 人工造林の対象樹種

カラマツ（グイマツとの交配種を含む）、トドマツ、アカエゾマツ、エゾマツ、グイマツ、ヨーロッパトウヒ、ヤチダモ、カンバ類、ハンノキ、ミズナラ、その他郷土樹種

なお、人工造林の対象樹種は、気象、地形、地質、土壤等の自然条件への適合、それぞれの樹種の特質、既往の成林状況など適地適木を基本として、地域における造林種苗の需給動向及び木材需給状況等にも配慮し、選定することとする。多様な森林の整備を図る観点から、広葉樹や郷土樹種を含め、幅広く樹種を検討する。特に、河畔沿いについては、河川の水質浄化や落葉等による有機物の供給などが期待できることから、積極的に広葉樹を選定するものとする。

山腹崩壊の危険性が高い急傾斜地や沢沿いについては、カツラやミズナラ等の深根性で根系の支持力が大きい樹種の植栽に考慮する。育成復層林へ誘導する林分については、樹種の耐陰性や既往の成林状況、自然条件等を勘案し、植栽樹種を選定する。

定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談のうえ、適切な樹種の選択に努めるものとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 育成単層林を導入または維持する森林

寒風害等の気象害及び病虫害等に考慮し、保護木・保護樹帯の配置、同一樹種の大面積造林の回避など、多様な森林の整備に配慮して行うこととし、適確な更新により裸地状態を早急に解消するため、気象、地形、地質、土壤等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽することとする。特に、水源涵養林、山地災害防止林にあっては、林地の安定化を目的とした無立木地への植栽を積極的に行う。

地拵えは、それぞれの地域の自然条件、植生及び過去の野ねずみ被害の状況等を考慮したうえで、全刈り又は筋刈りにより行う。

植栽時期は春又は秋植えとするが、乾燥時期を避け、必要に応じて植え穴を大きくして植え付けるなど、その後の苗木の活着と成長が十分図られるように行う。

植栽本数は、次表の主要樹種の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び個々の樹種特性を勘案して仕立ての方法別に定めることとし、多様な森林の整備を図る観点から、様々な施業体系や生産目標を想定した植栽本数について検討するものとする。

植栽本数の検討に当たっては、周囲の人工林の生育状況、気象災害の発生状況等を勘案し、森林の有する多面的機能の発揮や植栽コストの低減を図ることを目的に本数の低減についても併せて検討することとする。特に、初期成長が早く、通直性や耐鼠性が向上したグイマツ雑種F1等を植栽する場合は、植栽本数の低減に努めることとする。植栽本数の低減に当たっては、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた植栽設計を検討する。

また、周囲に樹冠が十分発達した母樹があり、天然更新も期待できる林分にあっては、天然更新木の積極的な活用による植栽本数の低減を検討する

効果的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入について努めることとする。

コンテナ苗の植栽時期については、上記の植栽時期によらないものとするが、自然・立地条件

等を十分に考慮し、適期での植え付けとなるよう努めることとする。

【植栽期間】

植栽区分	樹種	植栽期間
春植	トドマツ、アカエゾマツ、その他	4月上旬～6月上旬
秋植	トドマツ、アカエゾマツ、その他	9月上旬～11月下旬

【植栽本数】

単位：本／ha

仕立て の方法	樹種				
	カラマツ	トドマツ	アカエゾマツ	その他針	広葉樹
密仕立て	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
中庸仕立て	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
疎仕立て	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500

なお、定められた標準的な本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員と相談のうえ、適切な植栽本数を判断して行うよう努める。

イ 育成複層林を導入または維持する森林

下層木の成長に必要な照度を常に確保することとする。

なお、植栽により更新を確保する場合は、上層木の枝下部への植栽を避けることとし、植栽本数については、標準的な植栽本数に上層木の材積伐採率を乗じた本数以上を基本とする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆伐による伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとする。

択伐による部分的な伐採跡地については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

2 天然更新に関する事項

天然更新は、気象、地形、地質、土壤等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図れる森林において行うこととする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、天然下種更新ではイタヤカエデ、カンパ類、シナノキ、ハリギリ、ハンノキ類、ミズナラ、ヤチダモなど高木性の樹種とし、ぼう芽更新ではイタヤカエデ、ハルニレ、ミズナラなど高木性でぼう芽性の強い樹種とする。

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の完了の判断基準

Ⅲの2の(3)に定める天然更新をすべき期間内に、天然に発生した稚幼樹の成立が確実に見込める樹高成長があり、かつ、周辺の植生の草丈に50cm程度の余裕高を加えた樹高となった高木性樹種(注1)の稚幼樹等(注2)が、幼齡林(注3)では成立本数が立木度(注4)3以上、幼齡林以外の森林では林地面積(注5)に対する疎密度が30%以上となった状態をもって更新完了とする。

また、ぼう芽更新の場合は、切株から発生したぼう芽幹の生育が確実に見込める伸長があり、かつ、周辺の植生の草丈に50cm程度の余裕高を加えた樹高となった状態で、幼齡林では成立本数が立木度3以上、幼齡林以外の森林では林地面積に対する疎密度が30%以上となった状態をもって、更新完了とする。ただし、林地内で更新の状況が異なる場合は区画を分割し、それぞれ

の区画に対して判断を行うこととする。

天然更新をすべき期間内に完了の判断基準を満たさない場合は、天然更新補助作業又は植栽による更新を図ることとする。また、更新の方法を変更して人工造林により更新を行う場合は、「人工造林の標準的な方法」において樹種ごとに定められた標準的な本数と植栽することとする。

なお、天然更新の完了を確認する方法の詳細については、「天然更新完了基準書の制定について」(平成24年5月15日付け森林第111号森林計画課長通知)によることとする。

(注1) 「高木性樹種」とは、将来において樹冠上層部を形成する樹種で、かつ、樹高が10m以上になる樹種をいう。

(注2) 「稚幼樹等」とは、稚幼樹のほか、保残木及びぼう芽を含む。

(注3) 「幼齡林」とは、伐採後おおむね15年生未満の森林をいう。

(注4) 「立木度」とは、幼齡林において、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数(天然更新すべき本数の基準)との対比を十分率であらわしたもので、立木度3は期待成立本数の3割が更新した状態をいう。

$$\text{立木度} = \text{現在の林分の本数} / \text{当該林分の林齢に相当する期待成立本数}^{\text{(注6)}} \times 10$$

(注5) 「林地面積」とは、更新完了の判断を行う区画の面積をいう。

(注6) 「天然更新をすべき期間が満了した日における期待成立本数」

広葉樹

階層	期待成立本数
上層	300本/ha
中層	3,300本/ha
下層	10,000本/ha

針葉樹（中層、下層は広葉樹に準じる）

階層	期待成立本数
上層（カラマツ）	300本/ha
上層（その他の針葉樹）	600本/ha

上層：母樹になりうる前生樹で、樹冠が大きく成長した壮齡林、老齡林（天然林の標準伐期齢）

中層：伐採後に更新したと考えられるもののうち、樹種特性上初期成長が早い樹種及び前生樹などで上層木より樹冠面積の小さいもの

下層：中層林よりも樹冠面積の小さいもの

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然下種により更新を行う場合には、ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所については、かき起こしや、枝条整理等を行うこととし、ササなどの競合植物により天然に発生した稚幼樹の生育が阻害されている箇所については、刈出し等を行うこととする。

また、ぼう芽により更新を行う場合には、樹液の流動期（6～8月）を避けて伐採するとともに、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ芽かき又は植込み等を行うこととする。

いずれの箇所も定期的に更新の状況等を確認し、必要に応じ補植等を行い、更新を確保することとする。なお、かき起こしの実施に当たっては、林地の保全に十分留意することとし、更新が不十分な箇所については、補植等を行って更新を確保することとする。

（3）伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地における林地の荒廃を防止する観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新を完了させることとする。

期間内に更新が完了しなかった場合は、速やかに更新を図る観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を経過する日までに、天然更新補助作業又は植栽により更新を図ることとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

主伐後の適確な更新を図るため、自然条件や森林の有する機能の早期回復に対する地域住民等からの社会的要請などを勘案し、次の森林については別表3の区域を「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」として定める。

- (1) 気象、地形、地質等の自然条件及び植生等により天然更新が期待できない森林
- (2) 早期に成林を目指す必要がある資源の循環利用を目的とした木材等生産林の人工林
- (3) 水源涵養機能の早期回復が特に求められる水資源保全ゾーンの森林

なお、天然更新が期待できない森林を指定する場合は、ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な稚幼樹や後継樹の生育状況、林床や地表の状況、病虫害などの被害の発生状況、当該森林及び近隣における主伐箇所の天然更新の状況などを勘案することとする。

また、次の箇所は、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の区域には含めないものとする。

- ア 保安林等の制限林内で施業方法が定められている森林
- イ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の設置が見込まれる森林
- ウ 公益的機能別施業森林の区域で別途更新の方法が定められている森林
- エ 湿地、風衝地、岩石地等で更新が著しく困難な森林
- オ ぼう芽性の強い広葉樹で構成される人工林

なお、上記の森林において、主伐を行う場合は、「伐採跡地の更新すべき期間」の期間内に植栽を行う必要がある。

植栽の具体的な方法については、森林経営計画の実施基準として、農林水産省令による基準が適用される。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

- (1) 造林の対象樹種
 - ア 人工造林の場合
1の(1)による。
 - イ 天然更新の場合
2の(1)による。
- (2) 生育し得る最大の立木の本数
2の(2)による。

5 その他必要な事項

土砂の流出が懸念される急傾斜地等で地拠えを行う場合は、全刈りを避け、刈払いの方向や枝条等の置き場に十分に留意することとする。

伐採跡地等が放置されないようにするために、森林組合等と連携して森林経営に意欲的な者に伐採跡地等の取得を促すなど林地流動化の取組を通じて、伐採跡地等の更新を確保する。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は、林冠がうつ閉し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採する方法により、伐採後一定の期間内に林冠がうつ閉するよう行う。

間伐に当たっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、適切な伐採率により繰り返し行うこととする。特に、高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意することとする。

保育コストの低減を図り、労働災害の防止に資するため、緩傾斜地など機械による作業に適した条件にある森林については、高性能林業機械の導入や列状間伐を推進する。

なお、主要樹種ごとの標準的な間伐の時期等については、次表のとおりとする。

【主要樹種ごとの標準的な間伐の時期等】

樹種 (生産目標)	施業方法	間伐の時期(林齢)					間伐の方法
		1回	2回	3回	4回	5回	
カラマツ (グイマツとの交配種を含む) (一般材)	植栽本数:2000本/ha 仕立て方法:中庸仕立て 主伐時の設定:400本/ha	19	26	34	42	—	選木方法:定性及び定量 間伐率:20~33% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満:7年
トドマツ (一般材)	植栽本数:2000本/ha 仕立て方法:中庸仕立て 主伐時の設定:450本/ha	21	28	36	45	—	選木方法:定性及び定量 間伐率:20~33% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満:8年
アカエゾマツ (一般材)	植栽本数:2000本/ha 仕立て方法:中庸仕立て 主伐時の設定:400本/ha	24	31	39	49	60	選木方法:定性及び定量 間伐率:20~33% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満:9年

(注) 植栽本数、主伐時の生産目標及び仕立て方法、主伐後の施業方針等により、間伐時期が異なることに留意すること。

2 保育の種類別の標準的な方法

(1) 下刈り

植栽樹種の成長を阻害する草本植物等を除去し、植栽樹種の健全な育成を図るため、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により行うこととし、その終期は、植栽樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断する。

(2) 除伐

下刈り終了後、林冠がうつ閉する前の森林において、侵入木や通常の成長が見込めない若しくは形質の悪い植栽樹種などを除去し、植栽樹種の健全な成長を図るため、森林の状況に応じて適時適切に行うこととする。植栽樹種以外であっても、その生育状況、多面的機能の発揮及び将来の利用価値等を勘案し、有用なものは保残し育成する。

(3) つる切り

育成の対象となる立木の成長を促すため、樹幹に巻き付いたつる類を切って取り除く。除伐と合わせて行うことを基本とし、つる類の繁茂の状況に応じて実施する。

【主要樹種ごとの標準的な保育時期等】

樹種 植栽時期	年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
		春	①	②	②									△							
カラマツ	秋		②	②	①	①										△					
	春	①	②	②	①	①											△				
トドマツ	秋		②	②	①	①	①											△			
	春	①	②	②	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	△				
アカエゾマツ	秋		②	②	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	△			

注) カラマツには、グイマツ等を含む。トドマツには、エゾマツを含む。

①: 下刈1回刈 ②: 下刈2回刈 △: つる切り、除伐

3 その他必要な事項

木材等生産林においては、森林の健全性を確保し利用価値の向上を図るため、適切な間伐及び保育を実施することとする。

特に、枝打ちについては、生産目標及び立木の生育状況に応じて、適切な時期及び枝打ち高により積極的に行うこととする。

第4 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

森林は単一の機能のみでなく、複数の機能を有しているが、その中でも土砂の流出を抑え、山地災害を防止する機能の発揮を期待する森林については、人々の生命・財産を守る最も重要な機能の発揮を期待する森林として位置付け、山地災害防止林等の公益的機能別施業森林として設定することを基本とする。

保安林や様々な法律等による指定区域内の森林については、指定目的に応じた公益的機能の維持増進が不可欠であるため、公益的機能別施業森林の区域とする。ただし、期待する機能の発揮に向けた最も適切な施業方法が異なる場合は、複数の機能の発揮を期待する森林として取り扱うことも可能とする。

生物多様性の保全は、伐採や自然のかく乱などにより時間軸を通して常に変化しながらも、一定の広がりにおいて様々な生育段階や多様な樹種から構成される森林が相互に関係して機能が発揮されることから、全ての森林において機能の発揮が期待されている。その中で、特に原生的な森林生態系を構成している森林や希少な野生生物が生育・生息する森林、生態系の配慮が求められる水辺林など属地的に機能の発揮を期待するものについては、生物多様性ゾーンの区域とする。

生物多様性ゾーンの設定により生物多様性の保全機能の発揮を期待する森林については、野生生物の生息や希少な植生の分布地に配慮し、森林の減少や分断を防ぎ、広域的な観点から、森林の連続性と野生生物の共存に配慮した回廊状の森林が確保されるよう努める。

(1) 区域の設定

別表1のとおり定める。

(2) 施業の方法

施業の方法を特定すべき森林の区域を別表2のとおり定める。

当該区域内における施業の方法は次のとおりとする。

ア 水源の涵養の機能の維持増進を図るために施業を推進すべき森林（水源涵養林）

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長、伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散を図る。

イ 森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るために森林

(ア) 山地災害防止林

伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散を図るとともに、急傾斜地等に位置し、機能を高度に発揮させる必要のある森林については択伐による複層林施業を行うこととし、それ以外の森林については複層林施業を行うこととする。

また、適切な伐区の形状・配置等により機能の確保が可能な場合には、長伐期施業（標準伐期齢のおおむね2倍に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業）を推進すべき森林として定める。

(イ) 生活環境保全林

伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散を図るとともに、林帶の幅が狭小な防風林等、面的な伐採により機能を発揮できなくなるおそれのある森林については択伐による複層林施業を行うこととし、それ以外の森林については複層林施業を行うこととする。

また、適切な伐区の形状・配置等により機能の確保が可能な場合には、長伐期施業を推進すべき森林として定める。

(イ) 保健・文化機能等維持林

伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散を図るとともに、特に機能の発揮が求められる森林については、選伐による複層林施業を行うこととし、それ以外の森林については複層林施業を行うこととする。

また、適切な伐区の形状・配置等により機能の確保が可能な場合には、長伐期施業を推進すべき森林として定める。

なお、地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な森林については、特定広葉樹育成施業を推進すべき森林として定める。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、林木の生育が良好な森林で地形、地利などから効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定する。また、自然条件及び社会的条件、公益的機能の発揮に留意しつつ、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材などの生産が可能となる資源構成となるよう努めることとする。

(1) 区域の設定

別表1のとおりとする。

(2) 施業の方法

木材等の生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

なお、木材等生産林における主伐時期については、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して伐採時期の多様化・長期化を図るなど生産目標に応じた林齢で伐採することとし、人工林の主要な樹種の主伐時期については次を目安として定める。

ア カラマツ（グイマツとの交配種を含む）

- ・ 生産目標：一般材生産・34cm
- ・ 仕立て目標：中庸仕立て
- ・ 主伐時期：50年

イ トドマツ

- ・ 生産目標：一般材生産・36cm
- ・ 仕立て目標：中庸仕立て
- ・ 主伐時期：55年

ウ アカエゾマツ

- ・ 生産目標：一般材生産・30cm
- ・ 仕立て目標：中庸仕立て
- ・ 主伐時期：75年

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

主伐及び間伐施業の集約化による施業コストの低減と木材の安定的供給を図る必要があり、このため森林組合及び林業事業体による森林経営の受託や林地流動化の促進により、森林経営の規模拡大を促進する。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等を図るために、森林所有者等への働きかけ、施業集約

化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業体への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換等を目指す。

その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、町による森林の土地の所有者等の情報整備・提供や森林組合等による施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進するほか、面的にまとまつた共有林での施業の促進や経営意欲の低下した森林所有者等の森林について森林組合による森林の保有、経営の円滑化を図ることとする。

3 森林経営管理制度の活用に関する事項

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、本町を介して森林所有者が自ら林業経営を行えない森林を意欲と能力のある林業経営者につなぐことで林業経営の集積・集約化を図るとともに、経済的に成り立たない森林については、市町村が自ら経営管理を行うことができるよう図るなど、森林経営管理制度の活用に努める。

また、森林経営管理制度に基づく意向調査については、森林調査簿や林地台帳を基に経営管理が行われていないと思われる森林を対象として実施し、森林所有者が責務を果たすよう森林経営計画の作成を促進する。

4 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受委託等を実施する際には、受託者である森林組合・林業事業体と委託者である森林所有者が森林経営受委託契約を締結する。

なお、森林経営受委託契約においては、森林経営計画の計画期間内（5ヵ年間）において、自ら森林の経営を行うことができるよう造林・保育及び伐採に必要な育成権等が付与されるようにすることに加えて、森林経営計画が施業の行う森林のみならず、当面の施業を必要としない森林に対する保護も含めた計画となるよう委託事項を適切に設定することに留意するほか、森林経営計画の実行・監理に必要な路網の設置及び維持運営に必要な権原や、森林整備に要する支出の関係を明確化するための条項を適切に設定することに留意する。

5 その他必要な事項

該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進方針

小規模な森林所有形態や林業従事者の高齢化等の課題を克服し、低コストで効率的な森林整備を進めるとともに、安定的、効率的に木材を供給できる体制を整備するため、森林所有者、森林組合、市町村、国有林等の流域を単位とした関係者の合意形成を図りながら、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化、林業従事者の養成及び確保、道産木材の流通・加工体制の整備等について、計画的かつ総合的に推進することとします。

なお、森林施業の合理化に関する事項の推進に当たっては、地域の関係者が連携し、森林施業や林業経営の合理化・効率化、地域のエネルギー資源としての木質バイオマス利用の可能性等を含めた木材需給の動向と見通しなど、効率的な森林整備や安定的な木材供給を図るうえでの課題や目標等を明確にしつつ取り組むこととする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

小規模な林家個人で伐採、造林、保育及び間伐等を計画的に実施し、良質材の生産を目指すことは困難であるため、施業の共同化を助長し、合理的な林業経営を推進する必要があります。そのため、施業実施協定の締結を促進し、計画的な森林施業を図ることとする。

また、森林管理に対して消極的な森林所有者や不在村所有者に対しては、保育等の必要性や森林機

能の維持増進についての理解を求めて事業の推進を図る。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- (1) 共同して森林施業を実施する者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておくべきこと。
- (2) 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業方法をあらかじめ明確にしておくべきこと。
- (3) 共同施業実施者の一人が①又は②により明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることがないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にしておくべきこと。

4 その他必要な事項

該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

(1) 路網密度の水準及び作業システム

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出に係る作業システムに応じ、次のとおり定めます。

【効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準】

単位 路網密度 : m ‖ / h a

区分	作業システム	路網密度	
		基幹路網	基幹路網
緩傾斜地 ($0^{\circ} \sim 15^{\circ}$)	車両系作業（注1）システム	100以上	35以上
中傾斜地 ($15^{\circ} \sim 30^{\circ}$)	車両系作業システム	75以上	25以上
急傾斜地 ($30^{\circ} \sim$)	架線系作業（注2）システム	15以上	15以上

(注1) 「車両系作業システム」とは、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。グラップル、ワインチ、フォワーダ等を活用。

(注2) 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤーダ等を活用。

なお、本表は、木材搬出予定箇所で路網を整備する際の目安として適用するものであり、施業を行わない箇所、伐採・搬出を伴わない施業（造林、保育）を行う箇所に適用するものではない。

作業システムについては、間伐等の素材生産の低コスト化、高効率化を図るために、高性能林業機械の性能を最大限に発揮させることを主眼とした労働生産性の向上が不可欠となるため、機械の性能に応じ一定規模以上の事業量の安定的な確保や、機械作業に適合した高密度の路網、工程全体を通じて生産性が高まるような人員や機械の配置など、地域において、それらを総合的に組み合わせた低コスト作業システムを構築していく必要がある。特に作業全体の効率性を左右する木寄せ・集材工程の効率化を図ることが重要であることから、主にグラップル、ワインチ、フォワーダ等の車両系林業

機械に適合させる形で、輸送距離や輸送量を勘案し、路網をそれぞれの役割に応じて組み合わせ、傾斜等に応じた密度により適切に配置することとする。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

本計画の期間内に林道等の路網整備と併せて、効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を設定する。

3 作業路網の整備に関する事項

作業路網の整備にあたっては、林道、林業専用道等と組み合せて整備するよう留意するとともに、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点から、林道、林業専用道及び森林作業道の整備に当たっては、それぞれ林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）、北海道林業専用道作設指針（平成23年3月31日付け森計第1280号北海道水産林務部長通知）及び北海道森林作業道作設指針（平成23年3月31日付け森整第1219号北海道水産林務部長通知）に則り開設することとする。

（1）基幹路網の整備計画

単位 延長：km 面積：ha

開設 / 延長	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長 及び 箇所数	利用 区域 面積	前半5カ 年の計画 箇所	備考
開設	自動車道		遠軽町	豊旭支	-1			
"	"		"	見晴	-1			
"	"		"	白竜	-1			
"	林業専用道		"	向遠軽31号	0.6-1	43		向遠軽
	計				0.6-4			

（2）基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要綱（平成14年3月29日付け13林整備第885号林野庁長官通知）」、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け林野基第158号林野庁長官）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理することとする。

4 その他必要な事項

土場、作業施設その他の森林整備に必要な施設の整備に当たっては、地形・傾斜等地域の特性に応じ、集約化施業や高性能林業機械による低コスト作業に対応するなど、木材等の合理的な搬出を行うために必要な施設として整備し、適切に管理することとする。

林道通行の安全確保のため、標識等の交通安全施設の整備に努めるとともに、林道の機能保全や災害の未然防止のため、林道の適切な維持管理に努める

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業に従事する者の養成及び確保を図るため、就業相談会の開催、就業体験等の実施及び技能・技術の習得のための計画的な研修の実施等による林業就業者のキャリア形成支援並びに森林組合等の林業事業体における雇用関係の明確化及び雇用の安定化による他産業並みの労働条件の確保等雇用管理の改善並びに事業量の安定的確保、合併・協業化及び生産性の向上等による事業の合理化を一體的に総合的に促進するとともに、その支援体制の整備に努める。

また、経営方針を明確化し、林業経営基盤を強化することにより、地域の林業の担い手となり得る

林業経営体及び林業事業体を育成し、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組むとともに、適切な森林施業を行い、労働安全管理に努める林業事業体を活用し、森林所有者の施業の円滑化を推進する。

(1) 人材の育成・確保

新規の林業就業者や専門的知識を有する技術者の養成、高性能林業機械など高度な運転技術が必要とされるオペレーターや次世代を担う中堅労働者を対象とした作業リーダーの育成など、研修制度の充実を図るとともに、林業への新規参入や就労の長期化を促進するための支援などを総合的に推進し、人材の育成及び確保を図る。

また、新規の森林所有者、若手林業後継者及び林業グループに対し、経営手法や技術の普及指導を図り、後継者等が安定して林業経営を維持できるよう支援する。

(2) 林業事業体の経営体质強化

年間を通じた林業従事者の就労を確保するため、林業事業体における森林整備事業の掘り起こしや林業経営コンサルタントなど、経営の多角化や協業化、合併等による広域化を進め経営の体质強化、高度化を促進する。特に、地域の森林における森林整備の中心的な担い手や山村地域の雇用の受け皿として、重要な役割を担う森林組合の経営基盤の強化が必要であるため、組織体制の充実や事業活動の強化、合併の推進などを図り、地域の中核となる森林組合の育成に努める。

また、未利用材を有効活用した製品の提供や森林見学ツアー等の森林空間を活用した森林関連ビジネスを支援する。

さらに、林業事業体の基本的情報等を登録し、公表する「北海道林業事業体登録制度」により、森林所有者等が客観的情報に基づき森林整備等の受託者を選択することができるようになるとともに、適切な森林施業の実施や労働安全衛生管理に努める健全な林業事業体の育成に取り組む。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

木材の生産供給体制の整備と森林施業の合理化を図るために、従来からのチェーンソーとトラクタによる作業システムに加え、ハーベスター、フェラーバンチャ、プロセッサ等による伐倒や、枝払い・玉切り作業、フォワーダ、スキッダ等による集材作業によるシステムを採用するなど、高性能林業機械による安全で効率的な作業システムの普及及び定着を図る。

3 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する事項

地域の森林・林業、木材産業等の活性化及び木材自給率の向上を図るためにには、地域で生産された木材を地域で消費する「地材地消」の推進が重要であるため、地域材の利用に向けた道民への普及啓発活動や、工務店・設計会社等との連携などに取り組むとともに、一般消費者への周知を徹底し、需要促進を図るよう努める。

また、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律に基づき、北海道が策定した「北海道地域材利用推進方針」(平成23年3月策定)に即して公共建築物等において積極的に木材、木製品を利用するほか、建築材をはじめ、木質バイオマスエネルギーへの活用など、幅広い用途での地域材の利用を促進するとともに、このような需要に対し地域材を安定的に供給するため、木材流通の合理化や木材産業の体质強化を推進する。

(1) 木材流通の合理化

原木流通の合理化を推進するため、共同で利用できる山土場、ストックポイント等、原木流通施設の整備を行い、流通ロットの拡大や原木供給の安定化・効率化等を図る。

また、流域森林・林業活性化センター等による流域内の森林所有者、素材生産業者間の合意形成を進め、生産コストの低減や計画的、安定的な素材生産を行うため、事業の共同化・協業化、出材ロットの拡大等を推進する。

(2) 木材産業の体质強化

消費者ニーズを的確に把握し、新しい需要分野の開拓を進めるため、新たな加工技術や新製品・新デザインの開発を促進する。

また、木材産業の競争力を強化するため、地域の森林資源や木材需給の変化に対応し、路網と高性能林業機械を組み合わせた作業システムの導入などにより、原木の安定供給を図るとともに、木材加工流通体制を整備し、加工・流通コストの低減を図る。

(3) 木質バイオマスの利用促進

地域産業の振興や二酸化炭素排出量の削減の観点から、林地未利用材等の木質バイオマスの有効利用を促進する。

特に、地域の需要動向等を踏まえ、林地未利用材の収集を促進する必要がある場合は、地域関係者が連携して需給情報の共有化、集荷の低コスト化を図り、安定的な供給に努める。

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

エゾシカによる森林の被害状況等に応じ、被害防止するため措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内におけるエゾシカ被害防止の方法について、次のとおりとする。

(1) 区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、エゾシカによる森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ等に基づき、食害や剥皮等の被害がある森林又はそれら被害がある森林の周辺に位置し被害発生のおそれがあるなど、エゾシカによる被害を防止するための措置を実施すべき森林を林班単位で別表4のとおりとする。

また、区域は必要に応じ、試験研究機関の論文等の文献、森林における各種調査、地域住民等からの情報その他、エゾシカによる森林被害又は生息情報により補正することとする。

(2) 鳥獣害の防止の方法

森林の的確な更新及び造林木の確実な育成を図るために、次のとおり、エゾシカによる被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を地域の実情に応じ単独又は組み合わせて推進するとともに、地域の関係機関等と連携した対策を推進し、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整することとする。（関連計画：北海道エゾシカ管理計画、鳥獣被害防止計画）

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いつながら被害防止効果の發揮を図るよう努める。

特に、生息密度が高い地域においては巡回などにより被害状況等森林の状態を的確に把握し、被害が発生し、又はそのおそれのある森林については、適切な鳥獣害防止対策を早期に行うよう努めることとする。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、忌避剤散布や幼齢木保護具の設置、枝条巻き、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリング・巡視等を実施する。

イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるもの））、誘引狙撃等の銃器による捕獲等を実施する。

2 その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域においては、エゾシカの被害防止対策が適切に実施されているかどうかを現地調査や各種会議での情報交換、林業事業体や森林所有者等からの情報収集等を行うこと等により確認することとする。

また、食害の生じるおそれがある地域については、造林樹種の選定に当たりアカエゾマツ等の嗜好

性の低い樹種の植栽を検討することとする。

第2 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林保護に関する事項

森林の保護等については、適切な間伐等の実施、保護樹帯の設置等により、病虫害、鳥獣害、寒風害、山火事等の森林被害に対する抵抗性の高い森林の整備に努めるとともに、日常の管理を通じて森林の実態を的確に把握し、次の事項に配慮して適時適切に行う。

特に、現在・過去において諸被害にあった場所においては、同一樹種、同一林齡の人工林を大面積に造成することを避け、多様な樹種・林齡による人工林の造成や、天然林をバランスよく残すこと等により被害のリスクの低減を図ることとする。

1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法

- (1) カラマツハラアカハバチ、マイマイガ等の森林病害虫については、被害の早期発見に努めるとともに、試験研究機関等と連携し発生原因の究明及び防除技術の開発等を行い、早期防除に努める。
- (2) その他
森林病害虫の被害の早期発見、早期防除のため、当町と道の総合振興局、林業試験場、森林組合、その他林業関係者が連携して対応する。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

- (1) エゾヤチネズミによる食害の発生を防ぐため、カラマツ植栽地においてはネズミの生息場所となる枝条のたい積を避けるとともに、可能な場合は耐鼠性の高い樹種を植栽する等の対策を行う。また、ネズミの発生動向も踏まえ、必要に応じて殺そ剤の散布や防そ溝の設置等の対策を実施する。
- (2) 鳥獣害防止森林区域外のエゾシカ及びその他の野生鳥獣による被害については、その早期発見に努めるとともに、試験研究機関等と連携し、発生原因の究明及び防除技術の開発等を行い、早期防除に努める。
- (3) 森林の保護に当たっては、北海道、森林組合等の関係機関及び地域住民との一層の協力のもとに、地域の実情に応じて、野生鳥獣の生息環境となる針広混交の育成複層林や天然生林に誘導するなど、野生鳥獣との共存に配慮した対策を適切に推進する。

3 林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進する。

また、春先の乾燥時期には森林巡視を強化するほか、森林の保護及び管理を要する重点地域を設け、必要に応じ、効果的な防火線・防火道等の整備や保護標識等の施設を設置する。

4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合は、「遠軽町火入れに関する条例」に基づき火入れの申請及び許可を受け、同条例内で定めている基準により実施すること。

5 その他必要な事項

- (1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分
該当なし
- (2) その他
ア 気象害については、過去の被害事例を参考に保護樹帯を設けるなどの防止対策に努める。

イ 森林の巡視に当たっては、民有林の中で、森林レクリエーションのための利活用者が特に多く、山火事等の森林被害が多発するおそれのある地域を重点的に実施することとし、特に、森林法違反行為の未然防止、山火事の防止、森林の産物の盗採等の防止、森林被害の早期発見等を重点的な点検事項として実施する。

また、鳥獣保護区等の区域、希少な野生生物の生育・生息地域、盗採等の違反行為のおそれがある地域、主要な展望地や園地など利用者の入り込みが多い地域、山火事等の発生が懸念される地域等においては、自然公園指導員、自然保護監視員、鳥獣保護管理員、生物多様性保護監視員、林業関係者等が相互に連携して、巡視活動並びに利用者への指導を行う。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

保健機能を高度に發揮させが必要であると認められる森林のうち、森林の現況、森林所有者の意向、地域の実情、利用者の動向、交通手段等基盤整備の状況及び整備の見通し、森林施業の担い手となる森林組合等の存在等からみて、適切な配置となるよう区域を設定する。

また、区域を設定するときは、森林の施業と森林保健施設の整備を一体的かつ計画的に行うことができるよう、流域又は地形界等を考慮して一體的なまとまりのある森林について設定する。

なお、保健機能森林の区域の設定に当たっては、保健保安林及び同保安林指定予定地を優先し、区域の設定後は、保健保安林予定地を当該保安林に指定するよう努める。

次の森林については、保健機能森林の区域には含まないものとする。

- ・原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び道自然環境保全地域特別区内の森林
- ・森林保健施設に該当しない施設が見込まれる森林
- ・既存の開発行為に係る事業区域内に森林として残地もしくは造成された森林

1 保健機能森林の区域

該当なし

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

優れた風致・景観の維持、裸地化の回避による森林の有する公益的機能の維持増進を図るために、择伐による育成複層林施業や広葉樹を育成するための施業等を推進する。

また、快適な森林環境の維持、利用の利便性に配慮して、間伐、除伐等の保育を積極的に行うこととする。

3. 保健機能森林の区域内の森林における森林保健施設の整備に関する事項

施設の整備に当たっては、自然環境の保全、地域環境の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて多様な施設の整備を行う。また、対象森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高(その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高。)を定めることとする。

ただし、保健機能森林の区域内に自然公園地域（普通地域を除く。）を含む場合は、当該自然公園の利用計画にそぐわない森林保健施設は計画しないこととする。

なお、施設の総量規制及び技術的基準等については、「森林の保健機能の増進に関する特別措置法施行規則（平成25年2月26日農林水産省令第5号）」による。

4. その他必要な事項

保健機能森林の管理及び運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、森林及び施設の適切な管理並びに防火体制及び防火施設の整備並びに利用者の安全及び交通の安全等の確保に留意する。

なお、保健機能森林の設定・整備等に当たっては、当該森林によって確保されてきた自然環境及び地域環境の保全に適切な配慮を行うこととする。

V その他森林の整備に必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林所有者等が森林経営計画を作成し、計画に基づいた施業を実施することは、遠軽町森林整備計画の達成に寄与することにつながることから、森林所有者等に対する制度の周知、作成に係る支援などにより計画の作成を推進する。

森林経営計画の作成にあたっては、次の事項について適切に計画する。

ア IIの第2の3「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在地」

イ IIの第4の4「公益的機能別施業森林の整備等の森林の整備に関する事項」

ウ IIの第5の3「森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項」及びIIの第6の3「共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項」

エ III「森林の保護に関する事項」

(2) 森林法施行規則第33条第1号のロの規定に基づく区域

設定なし

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

森林の整備を通じた地域振興を図るためにには、国や道、林業事業体と連携し、地域の森林資源の一層の活用を図ることが重要であり、既に網走西部地域では森林認証を取得した山林が多く点在しており、本町においても森林認証を取得し地域振興につながる森林づくりを行うよう努める。

日本の木材リレー～みんなで作る選手村ビレッジプラザ～事業に町有林材の提供を行い、2020年オリンピック・パラリンピック等に向け、地域材を通じて地域振興を図る。

北海道家庭学校内にある、1964東京オリンピックゆかりの展示林を地域の貴重な資源として有効活用し、次代を担う若者や子供たちの未来に向けて、オリンピック緑の遺産として関係者等と連携し取組を図る。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

本町には全域を区域とする白滝ジオパーク、丸瀬布森林公園いこいの森、白滝高原キャンプ場のほか多くの森林体験施設や公園があり、町民や観光35客等の散策や森林浴等、憩いの拠点となっている。

これらの施設の適切な管理を行うことにより、森林の総合利用を推進し、町民や観光客等が森林と触れ合う機会を増やし、森林・林業への理解の推進を図るとともに、都市住民との交流や定住の促進を図る。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組みに関する事項

地域住民の積極的な参加を進めるため、地域林業の指導的立場にある指導林家や林業グループ、森林ボランティア組織、木育マイスター等との連携を図り、植樹祭や木育教室等の開催など森林や木材とふれあう機会の提供に努める。

(2) 上下流連携による取組みに関する事項

湧別川は地域住民にとって貴重な水源として重要な役割を果たしている。このようなことから

この流域における水資源の恒久的確保・利用の観点から関係機関との連携を強化し森林の造成、保全に努める。

(3) 青少年の学習機会の確保に関する事項

将来にわたって森林の整備・保全及び利用に対する地域住民の理解を得ていくためには、子どもの頃から森林や木材にふれ親しむとともに、学校教育等の現場で森林や木材に対する興味や関心を深め、適切な知識を伝えていくことが重要なことから、子どもの頃から木を身近に使っていくことを通じて、人と木や森との関わりを主体的に考えられる豊かな心を育む取組みである「木育」を進める。その一環として、子どもの健やかな成長と豊かな情緒の発達を促すため、親子がともに木製遊具にふれ親しむ場等を提供し、子どもの人格形成に重要な時期である乳幼児期から、「あそび」を通じて体感的に森林や木材利用の大切さを理解できるよう努める。

6 その他必要な事項

(1) 特定保安林の整備に関する事項

特定保安林は、指定の目的に即して機能しないと認められる保安林である。

その整備に当たっては、間伐等の必要な施業を積極的かつ計画的に推進し、当該目的に即した機能の確保を図るものとする。

特に、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要がある森林については、「要整備森林」とし、森林の現況等に応じて、必要な施業の方法及び時期を明らかにしたうえで、その実施の確保を図る。

(2) 保安林その他制限林の施業方法

法令等により立木の伐採及び植栽の方法の施業について制限がある森林（以下、「制限林」という）について、該当する法令及び道が定める条例に基づいて施業を行い、制限林が重複して指定されている場合は、制限が強い方の施業方法に基づいて行うよう留意する。

ア 保安林及び保安施設地区の区域内の森林

保安林及び保安施設地区の区域内の森林の施業は、森林法により定められた指定施業要件に基づき行うこととし、立木の伐採等を行う場合は許可又は届出が必要となる。

なお、指定施業要件は個々の保安林ごとに定められており、一般的な留意事項は次のとおり。

(ア) 立木の伐採の方法

- a 伐採できる立木は、森林整備計画で定める標準伐期齢以上とする。
- b 伐採方法は、次の3区分とする。
 - (a) 伐採方法の指定無し（皆伐を含む）
 - (b) 拝伐（伐採区域内の立木を均等な割合で伐採するもの）
 - (c) 禁伐（全ての立木の伐採を禁止するもの）

(イ) 立木の伐採の限度

- a 皆伐面積の限度は、森林法施行令第4条の2第3項の規定に基づき公表される面積の範囲内とする。
- b 一箇所当たりの皆伐面積の制限は、次のとおり指定施業要件に定められている。
 - (a) 水源かん養保安林（但し、急傾斜地の森林及び保安施設事業の施行地等の森林その他森林施業上これと同一の取り扱いをすることが適當と認められる森林に限る。）については、20ha以下とする。
 - (b) 土砂流出防備、飛砂防備、干害防備及び保健の各保安林については、10ha以下とする。
 - (c) その他の保安林であって、当該森林の地形、気象、土壤等の状況を勘案し、特に保安林機能の維持又は強化を図る必要があるものについては、20ha以下とする。
- c 防風・防霧保安林については、標準伐期齢以上である部分を幅20m以上にわたり帯状に残存させなければならない。
- d 拝伐の制度は、当該森林の立木材積に拜伐率を乗じて得られる材積を超えないものとする。

- e 初回の択伐率は、指定施業要件に定められている率とする。

また、2回目以降の択伐率は、伐採をしようとする当該森林の立木の材積から前回の択伐直後の当該森林の立木材積を減じて得た材積を伐採しようとする当該森林の材積で除して算出し、この率が10分の3を超えるときは10分の3（指定施業要件で定められた条件を満たす場合には10分の4）とする。

(ウ) 特例

- a 伐期齢の特例の認められている保安林は、標準伐期齢に達していないても伐採することができる。
- b 伐採方法についての特例は、択伐と定められている森林にあっては伐採指定無し、同じく禁伐と定められている森林にあっては択伐とする。
- c 特例の有効期限は、当該特例の指定日から10年を超えないものとする。

(エ) 間伐の方法及び制度

- a 間伐をすることのできる箇所は原則として、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。
- b 間伐の制限は、該当森林の立木材積の100分の35を超えない範囲で、指定施業要件に定められた率とする。

(オ) 植栽の方法及び期間

- a 伐採跡地への植栽は、当該箇所に指定施業要件として定められた樹種及び本数を均等に分布するよう行わなければならない。
- b 植栽は、伐採が終了した年度の翌年度の初日から起算して2年以内に行わなければならぬ。

イ 自然公園特別地域内における森林

該当なし

ウ その他の制限林

その他の制限林における伐採の方法は、次のとおりする。

- (ア) 原則択伐とし、伐採率は蓄積の30%以内とする。
- (イ) 鳥獣保護区特別保護地区内の森林の施業は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律29条第7項の制限の範囲内で行うこととし、鳥獣の生息、繁殖または安全に支障があると認められるものについては択伐（その程度が著しいと認められるものについては禁伐）とする。
- (ウ) 砂防指定地内においては、治水砂防上影響を及ぼさないよう、原則択伐とし、皆伐を行う場合は伐採面積が1ha未満とする。
- (エ) 史跡、名勝または天然記念物に指定されている区域（伝統的建造物群保存地区を除く。）においては、原則伐採を禁止とする。

(3) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

地域の特性に応じた具体的な施業の方法に関して、森林組合等の林業事業体、北海道指導林家や青年林業士など地域の関係者の知見を踏まえ、適切な方法による間伐等の森林整備が進むよう、北海道等の指導機関と連携のうえ普及啓発を進める。

(4) 森林の管理の状況等から公益的機能の維持・向上を図るために整備すべき森林に関する事項
該当なし